

29瀬環指令第10号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 豊田市錦町一丁目95番地

氏名 ホームックス株式会社  
代表取締役 餅原 幹也 様

平成29年8月9日付けで申請のあつた一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

平成29年10月1日

瀬戸市長 伊藤 保 徳



取扱一般廃棄物の種類	紙くず、木くず、動植物性残さ、缶、雑芥、引越ごみ
取 扱 業 務	収集及び運搬
業 務 区 域	市内全域
許 可 期 間	平成29年10月1日から平成31年9月30日まで
条 件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 許可は申請内容の範囲とする。</li><li>2 一般廃棄物の収集運搬にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1項によること。</li><li>3 上記の他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定めるもの、関係法令、条例及び瀬戸市一般廃棄物処理業許可審査基準要綱を遵守すること。</li><li>4 尾張東部衛生組合が定める施設使用の条例等を遵守すること。</li><li>5 一般廃棄物の処分にあたっては、適正に分別し、資源化に努めること。</li></ol>